

## 別記様式第二(第十一条第二項関係)

届出日	令和4年6月29日
届出番号	2022 - 100194

## 届出書

(個人情報の保護に関する法律(第27条第2項・第27条第3項)・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第7条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 4 年 6 月 29 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称

株式会社トーラス

住所又は居所

東京都中央区日本橋室町3丁目2-18  
海老屋ビル4階

## 1. 届出をする個人情報取扱事業者(以下「届出者」という。)の概要

新規又は変更の別	2.変更	変更の場合:元の届出番号 ( 2022 - 100176 )	1.新規 2.変更 (元の届出番号)
個人又は法人等の別	2.法人等		1.個人 2.法人等
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ) カブシキカイシャ トーラス 株式会社 トーラス		
法人番号(13桁)	1010601033537		
届出者の住所 又は居所	〒 103 - 0022 東京都 中央区 日本橋室町 3丁目2-18 海老屋ビル4階 電話 03 ( 6256 ) 9570		
届出者の屋号	(フリガナ)		
届出者の ホームページアドレス	<a href="https://www.torus.co.jp/">https://www.torus.co.jp/</a>		
代表者の氏名 (届出者が法人等 の場合に限る)	(フリガナ) キムラ ミキオ 木村 幹夫		

## 2. 届出項目

(1)	<input checked="" type="radio"/> 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
(2)	<p>第三者への提供を利用目的としていること</p> <p>1. 利用目的 不動産に関する情報提供サービス、企業の営業支援業務として、一般財団法人民事法務協会から不動産登記情報や商業登記情報を取得した情報等を基にデータベース化し、CSV、EXCEL、もしくはPDFの形式で提供すること。</p> <p>2. 提供先 下記に分類される企業・団体、及び個人に対して提供する。</p> <p>農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、 金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、 宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業 医療・福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの) 公務(他に分類されるものを除く)</p>
(3)	<p>第三者に提供される個人データの取得の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般財団法人民事法務協会からの購入</li> <li>・市販されている書籍の購入</li> <li>・ホームページ上の公開情報を閲覧</li> </ul>
(4)	<p>第三者に提供される個人データの更新の方法</p> <p>(3)の方法により取得した情報により作成したデータベースについて、新規情報の取得ごとに既存情報と整合を確認し、データベースの更新を行っている。</p>

(5)	第三者に提供される個人データの項目 不動産登記情報から提供される項目 不動産の所有者・用益権者・担保権者・被担保債権者・委託者・受託者・受益者・仮登記権利者・債権者等の氏名、住所、所有者が所有している不動産の地番、所在、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、債権額、利率、抵当権状況、抵当権設定日、被担保債権等記載事項の全て  商業登記情報から提供される項目 代表者・役員・会計監査人・商人・支配人の氏名、住所		
	第三者への提供の方法 インターネットによる配信及び、CD、DVD、USBメモリ、印刷物による提供		
(7)	本人の求めを受け付ける方法(該当するもの全ての口に○印を付けること)		
	<input type="radio"/>	郵送	宛先: 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3丁目2-18 海老屋ビル4階 株式会社トールス 技術部
	<input type="radio"/>	受付窓口	住所: 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3丁目2-18 海老屋ビル4階 株式会社トールス 技術部
		電話	電話:
		WEB	URL:
	<input type="radio"/>	その他	FAX: 03-6256-9580 窓口対応時間は平日午前10時より午後6時まで ※土日祭日及び年末年始を除く
(8)	本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日 令和4年6月29日		

3. 個人情報保護委員会による公表に関する希望(いずれかの□に○印を付けること)

<input type="radio"/>	希望なし(届出日以後、速やかに公表)	
<input type="checkbox"/>	次の理由により、 公表日を指定する理由:	以後の公表

4. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと

<input type="radio"/>	本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではない
-----------------------	--------------------------------------